

平成24年度高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業<先導的事業>
(国土交通省補助事業)

「サービス付き高齢者向け住宅等相談員養成研修事業」の概要

特定非営利活動法人 シーズネット

(1) 事業実施目的

サービス付き高齢者向け住宅等に配置された相談員に対し、相談援助のレベルアップを図るための養成研修を実施することで、適切な相談援助の提供、看取りケア、コミュニティケアの実践などができるようになることを目指す。

(2) 課題の設定

- 1) サービス付き高齢者向け住宅の相談員には、救急対応、健康管理、栄養、歯の衛生や疾病予防、ターミナルケアなどの医療的知識から、介護、認知症ケア、障害、介護予防、看取りなどの介護に関わる知識、成年後見や消費者保護などの法的知識、修繕や環境などの知識、地域社会との繋がりを作る技術、社会保障制度全般の知識など、多岐にわたる知識・技能が求められており、単に専門職を配置したからといって生活全般にわたって適切な相談援助がなされるとは言い難い。また、社会保障制度や仕組みが毎年見直される中、常に新しい知識の吸収が必要となってくる。
- 2) 現在のサービス付き高齢者向け住宅等の多くは「終の棲家」とならないであろうと考えられる。医療依存度の高い方への対応や要介護重度者への対応が不明確なところが多いからである。しかし、終の棲家を求めて入居する方も多く、高齢者向け住宅で「看取る」取り組みも必要となってくるので、相談員が看取りのためのスキルを獲得することは重要な課題である。また、別の住宅や施設への住み替えを選択することもあるから、「次の住まい（終の棲家）」の橋渡しに関し、幅広い知識や情報のネットワークも求められる。
- 3) サービス付き高齢者向け住宅を登録しない（できない）高齢者向け・障害者向け事業者・住宅も数多く存在する。それらの事業者は、相談員の配置が義務づけられておらず、適切な入居者支援をしているとはいいがたい事業者も仄聞するところであり、入居者の権利擁護という面での課題が存在する。そのような事業者のレベルアップも必要である。
- 4) 住み替え等で高齢者・障害者向け住宅を選ぶ際の情報提供・相談援助を行っている相談員も増えてきている。そのレベルアップを図ることで、高齢者や障害者が安心して住み替えができるようになる効果も期待できる。

(3) 検証方法

- 1) 相談員に必要な知識を、①サービス付き高齢者向け住宅を訪問し、事業者と入居者から聞き取り調査（ヒアリング）、②入居を考えている高齢者・障害者から調査（アンケート）、③ケアマネジャーから調査（アンケート）、④在宅医療を提供している医師、看護師等から聞き取り調査（ヒアリング）することにより、明らかにする。特に、地域との連携、看取りの実施等については重点的に調査する。
- 2) 同様に、現在対応している相談内容、件数、苦情対応、看取り件数、地域との連携状況等についても調査する。
- 3) 明らかとなった課題からカリキュラムを策定、テキストを作成し、養成研修を実施する。養成研修の修了時アンケートで、第1回目の効果測定をする。
- 4) 養成研修修了後3か月に、受講生全員にアンケート調査、養成研修参加事業所にアンケート調査、抽出した事業所5カ所程度にヒアリング調査を実施し、効果測定をする。
- 5) 養成研修終了後1年以内にフォローアップ研修を行い、継続した効果測定をするとともに、修了者に働きかけ相談員のネットワーク化を図る。

(4) 検証成果

- 1) 養成研修を修了したサービス付き高齢者向け住宅での相談内容の多様さ、対応の的確さ、関係機関との連携の強化、苦情対応の増加、看取り件数の増加、地域との連携の具体的な動きなどを期待している。
- 2) 養成研修への受講者の増加を期待している。
- 3) 相談員のネットワーク化ができ、切磋琢磨する仕組みができることを期待している。

(5) 成果の活用

- 1) 成果を見やすくまとめ、各マスコミや業界紙に掲載依頼し、成果の周知を図る。
- 2) サービス付き高齢者向け住宅事業者などに成果物を送付し、当事業者が相談員を養成研修に参加させたいと思えるようにPRしていく。
- 3) 養成研修を修了した相談員についてフォローアップ研修する仕組みを作っていく。

上記の取り組みについて、関連学会等で発表することにより、全国的な取り組みを促していきたい。